地域交流センター運営指針

1 運営指針の位置付け

地域交流センターは、「地域交流センター整備方針」(平成31年3月策定)に基づき整備をすすめてきました。令和6年4月には、高砂市に初めて設置する地域交流施設として開設いたします。

地域交流センターは、地域住民の活動を支援する機能を持ち、コミュニティ活動、地域福祉及び 生涯学習の推進に資するための場を提供することを通じ、地域力の向上に寄与するため設置します。 この運営指針は、地域交流センターの運営に関する基本的な事項をまとめるものです。

2 地域交流センターの概要

(1)市内8地区の施設

名称	位置
高砂市高砂地域交流センター	高砂市高砂町北本町1110番地の1
高砂市荒井地域交流センター	高砂市荒井町扇町2番24号
高砂市伊保地域交流センター	高砂市伊保東1丁目18番6号
高砂市中筋地域交流センター	高砂市中筋3丁目5番24号
高砂市曽根地域交流センター	高砂市曽根町2301番地の35
高砂市米田地域交流センター	高砂市米田町米田734番地
高砂市阿弥陀地域交流センター	高砂市阿弥陀町阿弥陀1173番地の1
高砂市北浜地域交流センター	高砂市北浜町北脇74番地の3

(2)施設の活用イメージ

部屋	活用イメージ	
交流スペース	自由に利用できるスペース	
会議室	集会、サークル活動等の多目的な利用ができる部屋	
和室	くつろぎの場として多目的に利用できる部屋	
調理室	湯茶、調理設備を設置した部屋	
相談窓口	行政手続の相談や取次ぎの窓口	
情報コーナー	地域情報、市政情報の発信・収集できるコーナー	
展示コーナー	地域活動の発表・展示ができるコーナー	
図書コーナー	子ども向け図書を設置したコーナー	

(3) 基本コンセプト

地域コミュニティの醸成、地域づくり活動の促進や生涯学習との連携を推進し、「協働のまち~ たかさご~」の実現を目指す取組として、市民主体の地域活動に対する支援が必要であり、その取 組のひとつとして活動の場づくりがあります。

その活動の場となる新しい拠点施設として、地域交流センターを位置付けます。

~『集い』、『憩い』、『学び』、『つながり』、『安心』~

これは、地域活動の拠点として、必要な機能をあらわしたものであります。

5つの基本コンセプトをもとにして、協働のまちづくりの更なる推進を行う場、さらには、地域 づくり等の幅広い柔軟な活動への支援が可能となる場としていきます。

基本機能	施設のあり方	内容
集い 地域づくり機能	コミュニティや地域 づくり活動の拠点	・地域住民が自由に利用できる集いの場 ・地域づくり活動の場 ・地域の課題の解決の場 ・コミュニティ意識の高揚の場 ・地域の担い手の発掘や人材育成する場 ・地域の相互のネットワーク形成の場
恵い市民交流機能	地域の交流の拠点	・誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場 ・すべての世代が交流できるふれあいの場 ・多種多様な地域団体が活動を楽しむ場
学び 市民活動機能	サークル活動・生涯 学習の拠点	・地域住民の学習の場・地域理解と伝統文化継承や郷土愛を育む場・地域の芸術・文化の振興を深める場・健康づくり・福祉の増進に取り組む場・生きがい・社会参加の機会を広げる場
つながり 情報交換機能	情報の集積・発信の拠点	・住民同士のつながりを深める関係づくりの場 ・地域情報の交換及び発信の場 ・行政情報の提供の場 ・地域と行政をつなぐ場
安心 防災機能	地域防災活動の拠点	・緊急避難場所・災害用物資の備蓄場所・防災情報の発信・収集の場

(4) 求められる役割

地域交流センターは、多様な地域課題の解決に総合的に取り組む活動の拠点とします。その取 組は地域によって異なるため、それぞれの地域によって特色を生かした仕組み作りに取り組んで いきます。

3 事業

- (1) センターの施設及び附属設備を地域住民の交流の場に供すること。
 - ・地域住民が自由に利用できる集いの場の提供
 - ・すべての世代が交流できるふれあいの場の提供
 - ・地域団体の活動の場の提供
 - ・生涯学習登録グループの活動の場の提供 など
- (2) 地域住民の活動の支援に関すること。
 - ・行政や地域団体との協働促進のための支援
 - ・様々な地域の情報の集約及び発信
 - ・行政情報の発信

など

- (3) 各種相談に関すること。
 - ・各種相談の受付及び課題解決の支援
 - ・福祉の関係機関等への取次ぎ
 - ・市への提出書類等の事務取次ぎ
 - ・地域住民の多様な意見の聴取

など

(4) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

4 教育部が取り組む社会教育

教育委員会では、公民館で行われてきたグループ活動や市民教養講座などをはじめとする多くの 自主事業について、引き続き継続して実施していきます。また、今後の生涯学習については、各地域 交流センターや他の施設を活用し、社会教育に関する様々な活動を充実させるとともに広く市民に 周知します。

(1) 登録グループ活動

登録グループの活動は、潤いのある生活を送るため、知識や技術の習得を通じ仲間づくりをすることです。

公民館登録グループは、名称を「生涯学習登録グループ」に変更し、引き続き各地域交流センターで活動を継続して行い、教育委員会はその活動を支援していきます。

(2) 社会教育講座

これまで、高砂市中央公民館兼伊保公民館で行っていた市民教養講座を「社会教育講座」に改め 各地域交流センターや他の施設を利用して講座を開催し、生涯学習の一環として、教育・健康・文 化・自然・経済など複合的に学習できるよう、市民に学びの機会を提供します。

また、幅広い世代に参加を呼び掛けられるよう、講座の内容や広報も充実させます。

(3) まちなか図書館サービス

予約した図書館の本の受け取りや図書館で借りた本の返却ができる「まちなか図書館サービス」は、今後も継続して各地域交流センターで実施します。

また、読書におすすめする本などの案内も行い、市民の読書活動を推進していきます。

5 運営体制

(1) 運営方法

建物管理・運営管理は市が行います。

なお、運営を地域で行うことについては、今後も検討していきます。

- ・施設の維持管理・修繕
- ・施設設備の保守・点検
- ・施設の使用許可・使用料徴収
- ・運営協議会の運営の一部を支援

(2)配置人員

地域交流センターには、センター長と事務職員を配置します。

6. 運営協議会

(1) 運営協議会の設置

地域交流センターの各地区に地域の各種団体で構成する運営協議会を設置します。運営協議会では、運営協議会が行う活動の企画・運営等を行います。

- ・地域交流事業の実施
- ・情報発信(広報紙の発行等)
- ・イベント実施(産直市,フェスティバル等)
- · 講演会開催 等

(2) 市の支援

運営協議会が主体的かつ活発に運営されるよう、市は支援を行います。

- · 人的支援
- 地域交流センターに職員を配置し、運営協議会の運営をお手伝いします。
- ·物的支援
 - 地域交流センターが運営協議会の活動拠点となるように環境を整えます。
- ・財政支援
 - 地域交流センターの使用料を減免します。
- ・情報支援

地域交流センター運営協議会の活動について情報発信します。

各地区の地域交流センター運営協議会の活動について、相互共有を図ります。